

社会福祉法人美和保育園 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美和保育園の理事及び監事並びに評議員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 報酬は、当該役員の勤務実態に即して支給する。

2 報酬の支給基準及び理事・監事・評議員それぞれの報酬の総額は、別表1の通りとする。

(費用弁償)

第3条 役員への費用弁償は、別表2の計算に従い、最も合理的で安価な方法で計算する。

(職員として勤務する場合の例外規定)

第4条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法人の職員として給与を支給されているものについては、報酬は支給しない。

(支給方法)

第5条 支給方法は、期末ごとに計算し、支給する。

2 退任する場合は、退任時に計算をし、支給する。

(第三者委員への準用)

第5条 苦情解決取扱規定における第三者委員への報酬は、別表1の監事監査に準じてこれを支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により改正する。

別表1

役職	単位	金額 (円)	報酬の総額 (円)
理事長	月額	30,000	700,000円
非業務執行理事	会議1回	10,000	
監事	会議1回	10,000	200,000円
	監事監査1時間	5,000	
評議員	会議1回	10,000	210,000円

※ただし、定款13条6項及び定款29条2項により書面または電磁的記録により評議員会又は理事会の決議があったこととみなされる場合は、その回の会議1回あたりの金額は上記表中の金額の2分の1とする。

別表 2

交通手段	計算方法
公共交通機関	最短の経路で計算した往復運賃
自家用車	1キロ当たり40円で計算 ただし、高速料金は支給しない。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月17日より施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月19日より施行する。(一部改正)

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。(一部改正)